

# くらしの法律救急箱



## 第68回 養育費の確保に関するギモン

**Q1** そもそも養育費とは何ですか。離婚後一人で子どもを育てるときには、元配偶者に対して必ず請求できるのでしょうか。

**A1** 養育費は、子どもの衣食住や教育、医療のために必要な費用のことをいいます。民法には、父母が離婚するときには、「子の監護に要する費用の分担」について協議で定めると規定されており、離婚によって親権者でなくなった親も、子どもの親であることにより変わりがなく、親として養育費の支払義務を負うものです。

**Q2** 養育費の額はどのように決まるのですか。

**A2** まずは父母が話し合い、合意することで決まります。その際に、東京と大阪の家庭裁判所の裁判官による研究報告である「算定表」が参考になりますが、「算定表」が絶対的な基準というわけではありません。

相手方が話し合いに応じない場合や、話し合いがまとまらない場合は家庭裁判所の家事調停手続を利用することになるでしょう。家庭裁判所での話し合いは、

一般的に、「算定表」による金額を基に合意形成を試みるようになります。

**Q3** 口約束ではダメですか。

**A3** 口約束でも合意としては成立しますが、後日、「言った言わない」の紛争が生じるおそれもあります。金額、支払時期、支払期間などを具体的に決めて、書面に残すべきでしょう。

また、養育費は支払期間が長くなることが多く、それに比例して、不払いとなるリスクも高くなるようです。そこで、養育費について当事者間で協議し合意できた内容については、公正証書の形で残すことをお勧めします。

**Q4** 公正証書や裁判所の調停調書があれば、必ず払ってもらえますか。

**A4** 公正証書を作成したとしても、又は裁判所の調停で養育費の合意をした場合でも、養育費の支払義務を履行しない人はいます。その場合、公正証書などを利用



## 弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

して、義務者の財産を差し押さえることができます。養育費の場合、最も有効なのは給与の差押えです。

というのも、給与など継続的に支払われるものを差し押さえると、未払分だけでなく、将来の分まで差押えの効力が続くからです。例えば、子どもが満20歳になるまで養育費を支払ってもらおうと調停で決めたのに、しばらくすると養育費が支払われなくなったため、給与を差し押さえたという場合、その時点での未払分を給与から回収した後も、満20歳になるまでの養育費について、毎月給与からの充当が可能ということです。

また、給与の差押命令は会社に届きますから、義務者の養育費不払の事実が会社に知られてしまうことになります。そのため、養育費の合意を公正証書や調停調書に残しておく、特に、義務者に「会社に知られたくない」という思いがある場合には、不払に陥る可能性を下げる可以考虑されます。

**Q5** では、差押えの手続をとれば、養育費を確保できるということですか。

**A5**

給与の差押えは、給与の一定の範囲内の額について、義務者が勤務先から受け取れる権利を差し押さえるもので、勤務先は裁判所から差押命令を受け取ると義務

者にその部分を支払えないこととなります。そのため、差押えを申し立てる段階で義務者の勤務先が明らかでないといけませんし、差押え後に義務者が退職してしまつと、差し押さえる対象である給与債権がなくなり、効力を失います。実際にも、せっかく公正証書や調停調書を作成しても、このような理由で養育費を確保できないという事例はありました。このような課題を解決するため、令和2年4月に改正民事執行法が施行され、義務者の財産状況をより調査しやすくなりました。

**Q6**

どのように変わったのですか。

**A6**

義務者の勤務先が分からなくなっても、養育費に関して取り決めた公正証書や調停調書があれば、裁判所を通じて、市区町村や厚生年金保険の実施機関から、勤務先の情報を取得できるようになりました。

この「第三者からの情報取得手続」のためには、基本的には強制執行等の手続をした上で、更に裁判所に対して義務者の勤務先の情報を取得する手続を申し立てることになります。また、この手続により取得した情報の目的外利用は禁止されています。